

前橋市公園条例の改正について（議案第58号）

公園管理事務所

1 改正の理由

荻窪公園施設全体の管理を指定管理者に行わせることができることとするため、
所要の改正を行う。

2 内容

指定管理者による管理を行わせることができる荻窪公園の施設の名称を、温水利
用健康づくり施設から各公園施設に改める。

3 施行期日

令和5年4月1日